

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2節 課税価格の決定</p> <p>(売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い)</p> <p>4-2 法第4条第1項((課税価格の決定の原則))に規定する「売手」、「買手」及び「現実に支払われた又は支払われるべき価格」(以下「現実支払価格」という。)の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国(積替え国を含む。)で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれない。ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号((輸入港までの運賃等))に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算することとなるので留意する(後記4-8(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)(5)イ参照)。</p> <p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4-12 法第4条第1項第3号に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イからハまでに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価</p>	<p>第2節 課税価格の決定</p> <p>(売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い)</p> <p>4-2 法第4条第1項((課税価格の決定の原則))に規定する「売手」、「買手」及び「現実に支払われた又は支払われるべき価格」(以下「現実支払価格」という。)の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国(積替え国を含む。<u>以下この項において同じ。</u>)で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれない。ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号((輸入港までの運賃等))に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算することとなるので留意する(後記4-8(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)(5)イ参照)。</p> <p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4-12 法第4条第1項第3号に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イからハまでに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。</p> <p>なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 買手により提供された物品の生産のために<u>他の物品又は役務</u>（<u>本邦において開発されたものを含む。</u>）が使用された場合において、<u>買手が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする。</u></p> <p>ロ～ニ (省略)</p>	<p>格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。</p> <p>なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 買手により提供された<u>同号口に掲げる物品（工具等）</u>の生産のために役務（<u>技術、設計、考案、工芸及び意匠をいう。</u>）が必要とされた場合において、<u>当該物品の取得価格又は生産費に当該役務の費用が含まれているときは、当該役務が開発された場所のいかんにかかわらず、当該役務の費用を含む額とする。</u></p> <p>ロ～ニ (同左)</p>
第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税	第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税
(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)	(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)
11-1 法第11条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	11-1 法第11条《加工又は修繕のため輸出された貨物の減税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
(1)イ 一般に加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、同条の「加工」とは、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限るものとする。	(1)イ 一般に加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、同条の「加工」とは、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限るものとする。
ロ 一般に修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為をいい、 <u>当該貨物を構成する部品の交換を含む。</u>	ロ 一般に修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為をいう。
(2) (省略)	(2) (同左)
第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税	第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税
(用語の意義)	(用語の意義)
20-1 法第20条の規定に関する用語の意義については、次による。	20-1 法第20条《違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもどし税》の規定に関する用語の意義については、次による。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(5) 「契約の内容と相違する」とは、貨物の取引に係る契約の品質等が当該契約に基づき輸入された貨物の品質等と相違する場合をいふほか、次に掲げる場合を含む。	(5) 「契約の内容と相違する」とは、貨物の取引に係る契約の品質等が当該契約に基づき輸入された貨物の品質等と相違する場合をいふほか、次に掲げる場合を含む。
イ及びロ (省略)	イ及びロ (同左)

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、輸入者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合。ただし、この場合であっても、その見込み違いが投機的色彩の濃いもの、委託販売契約のもの、<u>通常承知しておくべき条件</u>（例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等）に抵触し、結果として見込み違いとなるもの、<u>又はその他輸入者の自己の責任によるもの</u>（例えば、販売数量の見込み違いによる売れ残り品等）については、契約の内容と相違する貨物には含まない。</p> <p>(6)～(9) (省略)</p>	<p>ハ 契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、輸入者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合。ただし、この場合であっても、その見込み違いが投機的色彩の濃いもの、委託販売契約のもの又は通常承知しておくべき条件（例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等）に抵触し、結果として見込み違いとなるものについては、契約の内容と相違する貨物には含まない。</p> <p>(6)～(9) (同左)</p>